

## ＜保守サービス利用者カード＞

<b>住 所</b>		<b>＜JUSEパッケージサポートセンター＞</b>
<b>会社名 所 属 氏 名</b>		<b>(有償)保守サービス専用電話 TEL :</b> (お電話の際は保守登録番号を ご確認する場合があります)
<b>対象ソフトウェア製品</b>		<b>FAX :</b>
<b>保守契約者番号</b>		
<b>ユーザID</b>		
<b>利用期限</b>		<b>E-mail :</b>

## JUSEパッケージ保守契約サービス規約

### 第1条 (目的)

本規約は、お客様が、本保守サービスの対象となる株式会社日本科学技術研修所（以下「弊社」という）製のソフトウェア製品について、所定の保守サービス申込手続を行われたときに提供される保守契約のサービス内容に関する規約です。

弊社がお客様に提供する保守サービスは、当該ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」という）に関する有効な技術情報の提供、問合せ対応等の役務提供により、お客様の統計解析業務を支援することを目的とします。なお、本ソフトウェアの使用および保証については、本ソフトウェアに同梱されている「使用および保証に関する規定」が適用されます。

### 第2条 (保守契約サービス内容および方法)

弊社は、本ソフトウェアに対して、次に挙げる保守サービスを実施します。なお、保守サービスの提供対象者は、お客様が登録される担当者あるいは管理者とします。

- 1) 専門スタッフによるテクニカルサポート。  
本ソフトウェアの動作、稼働環境などトラブル支援、出力結果やドキュメント類の技術的な解説およびアドバイスなど。  
(なお、詳しくは弊社ホームページに掲載されている「テクニカルサポートのサービス内容および範囲」などをご参照下さい。)
- 2) 活用事例シナリオなどで紹介された活用事例などを提供。
- 3) マニュアル類のPDFファイル等を無償提供。
- 4) 契約期間内のリビジョンアップ版の無償ダウンロードやCD提供、新規契約、および、年に1回契約更新時にCD提供。
- 5) 保守契約者向けE-mailサービス。
- 6) 専用電話による保守契約サポートサービス。
- 7) 弊社各種製品・サービス等の標準価格からの割引。  
・インストール出張作業料の10%オフ  
・弊社主催セミナーの受講料10%オフ  
・企業出張セミナーの受講料10%オフ  
・JUSE製品購入価格、バージョンアップ料の標準価格の10%オフ  
・弊社発行マニュアル類の10%オフ  
ただし、利用にあたっては、キャンペーンなど他の特別サービスとの併用はできません。
- 8) システムCD破損、紛失の場合のCD再発行。
- 9) 手法選択ナビの利用。

### 第3条 (サービスの期間および場所)

サービスの期間は本ソフトウェア納品あるいは契約更新日より、1年後の月末までとします。

ただし、期間延長の申し込みをすることが出来るものとし、その場合の期間は1年とします。

また、保守サービスの場所は本ソフトウェアの日本国内における設置場所とします。

### 第4条 (制限事項)

第2条に定めるサービスには、次に挙げる各号は含まれないものとします。

- 1) 弊社によるプロダクトリリースおよびメンテナンスリリースのインストール作業。
- 2) ソフトウェアの不適切な使用、誤用、故意または重大な不注意および事故などお客様または第三者の責に帰すべき事由により生じた障害に対するサービス。
- 3) 弊社の許可なく変更、修正、修復が行われたことにより生じた障害に対するサービス。
- 4) 天災地変により生じた障害に対するサービス。
- 5) 弊社の提供したものでないソフトウェア製品に起因する障害に対するサービス。
- 6) お客様が利用中のパソコンが故障した際の本ソフトウェアの再インストールサービス。

### 第5条 (お客様の責任)

- 1) お客様は、本ソフトウェアの不具合を発見した場合は弊社に通知すると共に、不具合に関する必要な情報を弊社に提供するものとします。
- 2) お客様は、本ソフトウェアの適切な操作環境ならびに動作環境を確保し、この目的のために弊社より指示が為されているときにはこれに従い、その他弊社によるサービス実施のために必要とされる措置を講じるものとします。
- 3) お客様が所有もしくは占有する機器に記録された自己のデータ、情報などを保護するための適切な措置は、お客様の責任において実施するものとします。

### 第6条 (弊社の責任)

弊社は、データの喪失および逸失利益に対して責任を負わないものとします。

弊社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害（ただし、データの喪失および逸失利益を除く）が発生した場合において、弊社の損害賠償責任は、本保守サービスの年間料金を限度とします。

### 第7条 (テクニカルサポートの時間帯)

弊社は、午前9時30分より正午まで、および午後1時より5時までの時間帯においてテクニカルサポートを実施するものとします。なお、土曜、日曜、祝日および夏季休暇、年末年始、その他事前にお客様に連絡する弊社の休日は除くものとします。ただし、FAXおよびEメールによるお問合せは常時受け付けます。

### 第8条 (本契約の解除)

お客様または弊社が次の各号に該当した場合は、相手方互直ちに本サービスを解除することができるものとします。

- 1) 会社解散の決議をしたとき。
- 2) 差し押え、仮押えを受けたとき。
- 3) 破産、民事再生もしくは会社更生の申し立てを行いまたはこれらの申し立てを受けたとき。
- 4) 本契約の条項を履行せず、その不履行を是正するよう書面で催告された後30日以内に是正されないとき。

### 第9条 (秘密の保持)

お客様および弊社は、本規約の履行に関して知りまたは知り得た相手方（以下「開示者」といい、他方を「被開示者」という。）の秘密を本サービスの期間中のみならず、その満了または解約後においても第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次のいずれかに該当するものについてはこの限りではありません。

- 1) お客様が本規約に同意されたときに公知であった情報
- 2) お客様が本規約に同意された後、被開示者の故意、過失によらないで公知になった情報
- 3) お客様が本規約に同意されたときに被開示者が既に保有していた情報
- 4) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に取得した情報

### 第10条 (協議)

本規約に定めのない事項、または本規約のいずれかの条項の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と弊社は誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

### 第11条 (管轄裁判所)

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

**JUSE-PACKAGE SOFTWARE PRODUCTS**

**JUSE 株式会社 日本科学技術研修所**

2017年10月1日改訂

別紙FAX送信紙で貴社利用者窓口を登録してください。